

## 今までに検討された論点と意見について

- 【論点 1】 協働の相手方「ボランティア団体等」についての整理（第 1 回部会）
- 【論点 2】 協定の締結、相互評価実施の効果の検証（第 1 回部会）
- 【論点 3】 条例上の「協働」「協働事業」の考え方は、現行のままでよいか。  
(第 2 回部会)
- 【論点 4】 その他、本条例について検討を要する事項（第 1 回部会）
- 【論点 5・確認事項】 本条例は、ボランティア団体等と県との二者間の協働に焦点を当て、協働を推進するための基本となる事項を規定しているが、県と多様な主体による協働の推進の方向へ転換が必要か（条例の趣旨）（第 1 回部会）

- 【論点 1】 協働の相手方についての整理、また、「ボランティア団体等」の対象を拡大した場合、基金 2 1 条例の対象も拡大するかどうか。（第 1 回部会）

## ＜意見＞

- ・市民の自発的、自主的な活動でやることを考えたとき、法人形態として一般社団法人もそれほど問題ない。
- ・法人格に関して、幅広く解釈をとっていくのも実態に合っている。
- ・NPO法人と一般社団法人では立ち上げる側、支援する側に差はない。一般社団法人の場合は、税法上非営利性を徹底した法人があるのでそれを準用できる。

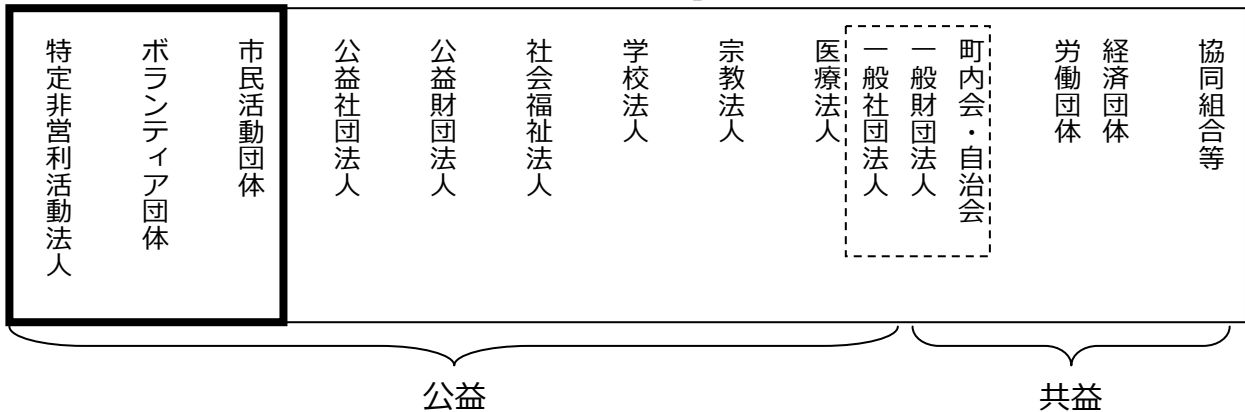
## ＜第 3 回部会までのまとめ＞

- ・一般の市民が自由な社会貢献活動を行う際、「自主的に立ち上げることができる団体かどうか」を考え方の基準とする。
- ・基金 2 1 条例の対象も同様に拡大する。
- ・一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人については、対象とする。ただし、一般社団（財団）法人は、法人税法上の非営利型法人に限定し、対象とする。

- ◆第 4 回の部会で、引き続き協議ください。
- ◆一般社団（財団）法人のうち「非営利型」のみを対象とすることの意義について
- ◆一般社団（財団）法人が「ボランティア団体等」に該当するか。
- ◆基金 2 1 条例の対象も、拡大するかどうか。

<参考>

両条例の「ボランティア団体等」に含まれる範囲



(出典：平成12年度「国民生活白書」を県で編集)

|  |  |
|--|--|
| <p><b>【A案】</b><br/>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人も、協働の相手方とする。</p>           | <p><b>【メリット】</b><br/>整理の仕方が明確で、わかりやすい。</p>   |
|  | <p><b>【デメリット】</b><br/>・本県の実情を鑑みると、公益社団法人、公益財団法人については、業界団体的な法人が多数あり、地域課題の解決のため、市民が自主的にボランティア活動を行っている団体と言えるか疑義がある。</p> |
| <p><b>【B案】</b><br/>A案をベースとするが、一般社団法人、一般財団法人については、法人税法上の非営利型法人に限定する。</p>  | <p><b>【メリット】</b><br/>・一般社団法人、一般財団法人について、非営利性を担保できる。</p>  |
|  | <p><b>【デメリット】</b><br/>・非営利性を確認するためには、定款を個別に確認しなければならないため、実務上作業が増す可能性がある。</p>   |
| <p><b>【C案】</b><br/>一般社団法人、一般財団法人を協働の相手方とし、公益社団法人、公益財団法人については相手方としない。</p> | <p><b>【メリット】</b><br/>・公益社団法人、公益財団法人を除外することで、より自主的にボランティア活動を行う団体を対象にできる。</p>  |
|  | <p><b>【デメリット】</b><br/>一般社団法人、一般財団法人について、非営利性の担保ができない。</p>  |

【論点 2】 協定の締結、相互評価実施の効果の検証（第 1 回部会）

【論点 3】 条例上の「協働」「協働事業」の考え方は、現行のままでよいか。

（第 2 回部会）

<意見>

- ・見直す必要を民側がどれだけ感じているか。第 4 条、第 7 条の県の責務や県の施策を講ずるあたりをどう深めていくか、策定時の協働の理念を継承して協働型社会を担保できる条例にできればよい。
- ・県と相手方の協働という形で、協定書を締結しようというのが、5 年前は新しかった。県がどのようなスタンスで協働していくかというベースは変えずに検討していけばよいと考えている。
- ・実効性については、事業があるかないかだけでなく、本当にその役目を果たしているかどうかを図る手立てがあったほうがよい。
- ・協働の定義の中に自主性を明記したらどうか。目的をきちんと共有することも必要。

<部会としてのまとめ>

- ◆部会としてまとめを協議会に報告するか、個々の意見を報告するか協議ください。

【論点 4】 その他、本条例について検討を要する事項（第 1 回部会）、今後の県の N P O 行政のあり方について

<意見>

- ・協働が必要だという民側の盛り上がりがあるか、検証が必要。
- ・どれだけ協働が進んだかという認識をもたれているのか、その民間の現状の把握は大事だ。
- ・基金 2 1 の団体を見ると、当事者は問題意識を持っていて地域の理解を得られないから苦しくて、それを地域課題までにするのはとても力技がいる。「県の責務」については、強い言葉ですが、書いてあれば民側はとてもうれしい。
- ・県と団体をつなぐコーディネーターがすごく重要である。お互いの通訳とか翻訳機能を果たせる役割として、サポートセンターや担当課ではどのように行なっていくのか検討が必要。
- ・改定に当たっては、「民の方の責務」も入れたほうが良い。

<部会としてのまとめ>

- ◆部会としてまとめを協議会に報告するか、個々の意見を報告するか協議ください。

【論点5・確認事項】 本条例は、ボランティア団体等と県との二者間の協働に焦点を当て、協働を推進するための基本となる事項を規定しているが、県と多様な主体による協働の推進の方向へ転換が必要か（条例の趣旨）（第1回部会）

<意見>

- ・多様な主体による協働としてしまうと、条例の趣旨が全く変わってしまう。県の協働事業を行なう上で、県として定めておくべきことを定めるというスタンスは変えないで議論したほうがよい。
- ・「ボランティア」と入っていたほうがいい。特定の団体を支援するスタンスは、まだあってもいい。

<部会としての確認事項>

- ・従来どおり、ボランティア団体等と県との二者間の協働に焦点をあてたものとする。